2017年4月9日から水産生物の検疫制度が変わります

◇水産生物の検疫及び検疫証明書添付対象が拡大されます

☞（現行）生きている水産生物(魚・貝・甲殻類)、冷凍・冷蔵アワビ類及びカキ
→(検疫対象の拡大）冷蔵・冷凍エビ類の追加

☞（現行）養殖された水産生物の検疫証明書を添付
→(検疫証明書添付の拡大）天然及び養殖された水産生物の検疫証明書を添付

□目的

〇外来疾病から水産業と生態系を保護する為に制度を改定

・「水産生物疾病管理法」施行規則`17.2.8.公示、`17.4.9.改正・施行

□重要改定内容

〇水産生物検疫対象に冷凍・冷蔵エビ類を追加（第25条）

・加工処理されたり、殻と頭が除去された冷凍・冷蔵エビは検疫対象から除外

〇天然の水産生物に対する輸出国発行の検疫証明書の提出（第28条）

・主要輸入品目：うなぎ稚魚、ズワイガニ、イセエビ、観賞魚(淡水、海水)など

現行	改訂（`17.4.9）
<検疫申告対象>	<検疫申告対象の拡大>
1．移植用水産生物	1．移植用水産生物
2．食用、観賞用、試験・研究調査用水産動物中の魚類・貝類・甲殻類	2．食用、観賞用、試験・研究調査用水産動物中の魚類・貝類・甲殻類
3．水産生物製品中の冷凍・冷蔵アワビ類、カキ	3．水産生物製品中の冷凍・冷蔵アワビ類、カキ
	4．水産生物製品中の<u>冷凍・冷蔵エビ類</u>
<輸出国検疫証明書の添付対象>	<輸出国検疫証明書の添付対象の拡大>
1．法定伝染病(白点病など21種)に感染が憂慮される養殖された水産生物	1．法定伝染病(白点病など21種)に感染が憂慮される<u>養殖及び天然の水産生物</u>

・輸入業者が水産生物を円滑に輸入出来る様に、各輸出国と検疫証明書の発行等協議を予定しております

□施行日

〇輸出国の船積された日(`17.4.9)を規準に新輸入検疫を適用

国立水産物品質管理院